

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文 目次

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中マンションの管理の適正化の推進に関する法律第九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十三条第二項の改正規定、第二条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律の目次の改正規定（「第二百五条」を「第二百五条の二」に改める部分に限る。）、同法第八十条の改正規定、同法第一百一条に一項を加える改正規定、同法第一百零二条第一項の改正規定（同項中「をいう」の下に「。第二百五条の二において同じ」を加える部分に限る。）、同法第三章第一節中第二百五条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十三条に一項を加える改正規定並びに次条第一項並びに附則第三条第一項、第四条及び第八条の規定公布の日

二 第一条中マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十六条の改正規定、同法第九十条の改正規定、同法第一百一十一条を削る改正規定、同法第一百零二条を改め、同条を同法第一百一十一条とし、同法第一百零二条の二を同法第一百零二条とする改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十八条第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定（同条第三項にただし書を加える部分を除く。）、同法第七十三条に一項を加える改正規定、同法第八十三条第一号の改正規定及び同法第四十一条の十第一項の改正規定並びに次条第二項の規定公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律第一条の改正規定（同条中「倒壊」の下に「、老朽化したマンションの損壊」を加える部分に限る。）、同法第一百零二条の改正規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、同法第六十六条の改正規定、同法第八十条の改正規定（同条第十項の改正規定を除く。）、同法第九十条の改正規定並びに同法第一百零条各号、第一百零三条、第一百零四条第一項及び第二項並びに第一百五十三条の改正規定並びに附則第三条第二項の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日